

架空請求にご注意ください

最近、伯耆町内の方に、『民事訴訟通達書』と表して、債務があるので、契約会社等から民事訴訟として訴状の提出があったというハガキが送付されてきました。

このような架空請求の被害に遭わないためにも、次のことに注意して下さい。

見知らぬ業者・団体には一切連絡しないで下さい。

こちらから架空請求者へ連絡を取ると、巧妙な語り口で電話番号などの個人情報を聞き出され、後日、電話などで執拗な脅迫まがいの請求をされるおそれがあります。

実際、ハガキに記載されている電話番号に連絡したところ、『裁判取り下げ費用』や『弁護士費用』に必要であるとして何十万円も請求されたケースが多数報告されています。

身に覚えのない請求には絶対に応じないで下さい。

いったん支払ってしまったお金を取り戻すことは、ほぼ不可能です。

また、一度支払ってしまうと、架空請求者にとって都合の良い『カモ』として目をつけられ、次々と架空請求がなされるケースも少なくありません。

『裁判』や『裁判所』の言葉に慌てないで下さい。

実際に訴状が提出され、裁判になっている場合には、裁判所から直接封書が郵送され、郵便局から手渡しで受け取る『特別送達郵便』という方法で送られてきます。

裁判の通知がハガキで郵送されることは絶対にありません。

ハガキで送られてくる請求は、ほぼ間違いなく架空請求です。

ただし、裁判所から封書が届いたとしても、裁判所の名を語った架空請求であることも考えられますので、送られてきた裁判所等に問い合わせをして下さい。

その際、裁判所の電話番号は電話帳又はN T Tの電話番号案内で確認しましょう。

文面に書かれている連絡先には連絡しないでください。

架空請求・悪徳商法等でお困りの際は、下記までお問い合わせください。

伯耆町役場 住民生活課 電話：(0859)68-3115
 西部消費生活センター 電話：(0859)34-2648
 黒坂警察署 電話：(0859)74-0110

元気アツプ教室開催のお知らせ

～プールコース～

水中ウォーキングやジョギング、水中での体操等を習得します。回数を重ねるごとに強度をつけ、体を動かしていきます。



開催期間：平成19年1月～3月の毎週火曜日

(祝祭日を除く)

場 所：岸本温泉ゆうあいパル内プール

時 間：毎回 10時～11時30分

対 象：・伯耆町の住民で3ヶ月間参加できる方

・高血圧、心疾患のない方 医師の許可が必要な場合があります

定 員：15名

利 用 料：1回 500円

持 ち 物：水着、スイミングキャップ、タオル、利用料

(希望される方は教室終了後、温泉に入浴することができます)

申込期限：12月11日(月)

参加者の決定方法について

：広く町民の方に利用していただく為、申込者が多数の場合には、参加回数の少ない方から順に参加決定することとします。また、今までの参加回数と同回の場合には、抽選により参加決定とします。

トレーニングコースの休止について

：前回からB & G海洋センターで開催しておりますが、冬季は室温が非常に下がり、筋力トレーニングを行うには怪我の危険性が伴うため、1月～3月のコースは休止としますのでご了承ください。

【問い合わせ先】総合福祉課 健康増進室 ☎68-5536